

和歌山県食品衛生管理認定制度実施要綱

和歌山県食品衛生管理認定制度実施要綱（平成16年制定）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第2条）
- 第2章 認定の対象及び申請等（第3条 - 第6条）
- 第3章 認定方法（第7条 - 第10条）
- 第4章 認定（第11条 - 第19条）
- 第5章 雑則（第20条 - 第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、和歌山県内の食品関係営業者に対し、自主的な衛生管理や一般的な衛生管理及びHACCP（危害要因分析必須管理点）の手法に基づく衛生管理による取組を評価し、一定水準以上の管理が行われていると認められる食品関係営業者の衛生管理を営業の種類ごとに保健所長が確認又は知事が認定することにより、衛生上の危害を排除し、安全な食品の提供に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品関係営業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）並びに和歌山県食品衛生事務処理要綱（平成12年4月1日施行。以下「事務処理要綱」という。）第15条第1項及び和歌山市食品衛生法施行条例（平成12年和歌山市条例第50号。以下「市条例」という。）第7条の届出を行った者（以下「届出営業者」という。）で、和歌山県内に営業施設があるものをいう。
- (2) 営業 業として、食品又は添加物を採取し、製造し、加工し、調理することをいう。
- (3) 営業施設 法第52条第1項の許可を受けた者が営む当該許可に係る施設並びに事務処理要綱第15条第1項及び条例第7条の届出を行った者が営む当該届出に係る施設をいう。
- (4) 確認 保健所長が、この要綱に規定する衛生管理に取り組もうとする者からの申請に対し、別表1に規定する基準（以下「確認基準」という。）に基づき判定することをいう。
- (5) 審査 食品衛生管理認定審査会において、衛生管理システムが別表2に定める基準（以下「審査基準」という。）に適合しているかどうかを判定することをいう。
- (6) 認定 知事が、審査の結果に基づき、衛生管理システムが、衛生上の危害を排除し、安全な食品の提供に資するものと認めることをいう。
- (7) 認定営業者 認定を受けた営業者をいう。
- (8) 保健所長 営業施設の所在地を所管する和歌山県立保健所長及び和歌山市保健所長をいう。

第2章 認定等の対象及び申請等

（対象営業）

第3条 確認及び認定の対象となる営業の種類は、別表3のとおりとする。

（確認の申請等）

第4条 自主的な衛生管理に取り組もうとする者は、次に掲げる区分ごとに、別記第1号様式による確認申請書により、所管の保健所長に確認を申請することができる。

- (1) 自主管理レベル1
- (2) 自主管理レベル2
- (3) 自主管理レベル3

- 2 前項の規定による確認の申請は、別表1により事業者が自己採点した結果、80点以上であった場合に行うことができる。
- 3 保健所長は、第1項の規定による申請を行った者に対し確認を行い、その結果を別表1により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の確認の結果、各基準表で80点以上であった者は、次のレベルに取り組むことができる。
- 5 保健所長は、レベル3の取り組みを達成した者に対し、別記第2号様式による確認証を交付するものとする。

(認定の区分)

第5条 認定の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般的衛生管理プログラム推進営業(区分1)
- (2) HACCPシステム導入営業(区分2)
- (3) HACCPシステム推進営業(区分3)

- 2 前項各号に係る審査基準の適用範囲は、別表4のとおりとする。
(認定の申請者及び欠格要件)

第6条 認定の申請を行うことができる者は、第4条第5項の規定による確認証の交付を受けた者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第17条第1項の規定により認定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない者及び法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者は、認定の申請をすることができない。

第3章 認定方法

(審査会)

第7条 知事は、認定に係る審査を行わせるため、食品衛生管理認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、次の各号に掲げる方法により審査し、その結果を知事に報告する。
 - (1) 書類審査 申請書類の内容について、審査員が審査基準に適合しているかどうかを審査すること。
 - (2) 実地審査 衛生管理の実施状況等について、審査員が審査基準に適合しているかどうかを実地に審査すること。
- 3 知事は、前項の審査結果に基づき、認定の適否について判定を行う。

(審査員)

第8条 審査会の審査員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 食品衛生に相当の知識を有する者のうち、知事が依頼するもの
- (2) 和歌山県又は和歌山市の食品衛生監視員のうち、知事が指名又は依頼するもの
- 2 前項第1号に定める者は、次のいずれかに掲げる資格を有する者とする。
 - (1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第9条第1項各号のいずれかに該当する者であって、食品衛生の実務におおむね5年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 法第48条第6項に規定する食品衛生管理者となることができる者であって、食品衛生の実務におおむね5年以上従事した経験を有するもの
 - (3) その他知事が適当と認める者
- 3 審査員の任期は、1年間とする。ただし、審査員が欠けた場合における補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査員は、再任されることができる。

(立ち入り等)

第9条 審査員は、認定に係る審査を行うために、認定を申請した者の同意を得た上で、必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、申請に係る施設及びその施設を管理する事務所等に立ち入ることができる。

2 審査員は、審査に関して、認定を申請した者に対し、申請書類の内容及び施設の衛生管理に関して技術上の助言を行うことができる。

(機密保持)

第10条 第8条第1項第1号の審査員は、認定の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

第4章 認定

(認定の申請)

第11条 認定の申請をしようとする者は、認定を受けようとする営業の種類ごとに、別記第3号様式による申請書に、別表5に定める書類（以下「申請書類」という。）及び法第52条第1項の許可を受けた者にあつては、認定を受けようとする営業に係る食品営業許可証の写しを添え、保健所長を経由して知事に申請するものとする。

2 認定営業者が、第6条の認定の区分を変更しようとする場合の申請は、前項の規定を準用する。

(認定の更新の申請)

第12条 認定営業者が、認定の有効期間満了に際し引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間が満了する日の3か月前までに、別記第4号様式による申請書に申請書類及び法第52条第1項の規定により許可を受けた者にあつては、食品営業許可証の写しを添え、保健所長を経由して知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る審査は、審査会が第7条第2項に掲げる方法により審査するものとする。

(認定事項の変更申請)

第13条 認定営業者は、認定を受けた事項（軽微な変更を除く。）について変更しようとするときは、別記第5号様式による認定変更に係る申請書に変更内容を確認できる書類を添え、速やかに保健所長を経由して知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る審査は、審査会が第7条第2項に掲げる方法により審査するものとする。

(認定事項の変更届出)

第14条 認定営業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、別記第6号様式による届出書に変更内容を確認できる書類を添え、速やかに保健所長を経由して知事に届出なければならない。

(1) 認定営業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 認定営業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(3) 営業所の名称

(4) 申請書類の内容の変更（前条第1項の規定による変更を除く。）

2 前項第1号から第3号までの規定に該当する事項の変更にあつては、前項に規定する書類のほか認定証を併せて提出するものとする。

(確認及び認定の有効期間)

第15条 第4条の規定に係る確認の有効期間は、許可営業者にあつては、確認の日から

その許可有効期限の満了する日までとし、届出営業者にあっては、確認の日から5年間とする。

- 2 第11条の規定に係る認定の有効期間は、認定の日から1年間とする。
- 3 第12条の規定に係る認定の有効期間は、第5条第1号の区分にあっては認定の日から3年間、第5条第2号の区分にあっては認定の日から6年間、第5条第3号の区分にあっては認定の日から8年間とする。
- 4 第12条の申請があった場合において、前二項の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその認定の適否が判定されるまでの間は、なおその効力を有する。

(認定証の交付等)

第16条 知事は、第11条又は第12条の申請を受け、認定をしたときは、申請者に対し、別記第7号様式の認定証を交付するものとする。

- 2 知事は、第11条、第12条又は第13条の申請を受け、認定しないときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第14条の規定による届出(同条第4号に該当する変更の届出を除く。)を受理したときは、届出者に対し、認定証を交付するものとする。
- 4 認定営業者が、交付された認定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、別記第8号様式による申請書を、速やかに保健所長を経由して知事に申請しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により申請を行った認定営業者に対し、認定証を再交付するものとする。
- 6 前項の規定により再交付を受けた認定営業者は、亡失した認定証を発見したときは、速やかに知事に別記第9号様式による返納の届出(以下「認定証返納届出書」という。)をしなければならない。

(認定の取消し)

第17条 知事は、認定営業者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。
 - (2) 審査基準への不適合が判明し、改善を求めても改善されないとき。
 - (3) 法第54条から法第56条までの規定により処分を受けたとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定の取り消しを決定したときは、当該認定営業者に対し別記第10号様式による通知書を交付するものとする。
 - 3 認定営業者が第1項の規定により認定を取り消されたときは、認定証返納届出書に認定証を添え、速やかに保健所長を経由して知事に返納しなければならない。

(認定の廃止等)

第18条 認定営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第11号様式による届出書に認定証を添え、速やかに保健所長を経由して知事に届出しなければならない。

- (1) 自ら認定を辞退しようとするとき。
 - (2) 認定を受けた営業を廃止したとき。
- 2 認定の申請を行った者が認定を受ける前に認定の申請を取り下げの場合は、別記第12号様式による届出書により、速やかに保健所長を経由して知事に申し出なければならない。

(認証マークの表示等)

第19条 認定営業者は、知事が別に定める認定のマークを、別に定めるところにより表示することができる。

第5章 雑則

(認定営業者の公表)

第20条 知事は、認定営業者の名称等を公表するものとする。

(関係機関との協議・調整)

第21条 この要綱に基づく認定事務の実施にあたっては、関係機関と十分協議し、調整を図るものとする。

(その他)

第22条 その他認定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙については、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。